(e)　仕上げの工程

(i)　ブランデー（注1）、甘味料（糖類又は日本国において収穫されたぶどうの搾汁若しくは濃縮搾汁の形態のもの）又は日本ワインについては、発酵後の日本ワインに加えることができる。ただし、当該発酵後の日本ワインについては、容器を替えることなく直接運送するための容器において発酵させた場合に限る。加えられた糖類の重量（注2）は、当該ブランデー、甘味料又は日本ワインを加えた後の日本ワインの総重量の十パーセントを超えてはならない。

注1　第二章第C節の規定に基づく仕上げの工程で使用されるブランデーは、ぶどう（ぶどうかす及びぶどうの濃縮搾汁を含む。）から製造されるものとし、また、欧州委員会規則（EC）第六〇六・二〇〇九号附属書ⅠAにおいて承認されている物質のみを含有する。

注2　加えられた糖類の重量は、転化糖として次のとおり表示する。

転化糖の重量＝ショ糖の重量＋果糖の重量＋ブドウ糖の重量×1.05

(ii)　甘味料（日本国において収穫されたぶどうの搾汁又は濃縮搾汁の形態のもの）については、発酵後の日本ワインに加えることができる。ただし、加えられた甘味料（ぶどうの搾汁又は濃縮搾汁の形態のもの）の糖類の重量が、当該甘味料を加えた後の日本ワインの総重量の十パーセントを超えない場合に限る。

(iii)　甘味料（糖類の形態のもの）については、発酵後の日本ワインに加えることができる。ただし、加えられた糖類の重量（注）が当該糖類を加えた後の日本ワインの総重量の十パーセントを超えない場合に限る。

注　加えられた糖類の重量は、転化糖として次のとおり表示する。

転化糖の重量＝ショ糖の重量＋果糖の重量＋ブドウ糖の重量×1.05

第C節　第二・二十六条1に規定する第二段階の醸造法

第二・二十六条1に規定する第二段階の日本国における醸造法は、次に掲げるものから成る。

柿タンニン
微小繊維状セルロース
フィチン酸
L－アスコルビン酸ナトリウム
カゼインナトリウム

第D節　第二・二十七条1に規定する第三段階の醸造法

第二・二十七条1に規定する第三段階の日本国における醸造法は、次に掲げるものから成る。

酸性リン酸カルシウム（リン酸二水素カルシウム）
酸性リン酸カリウム（リン酸水素二カリウム及びリン酸二水素カリウム）
活性白土
寒天
アンモニア
リン酸アンモニウム（リン酸二水素アンモニウム）
塩化カルシウム
カラギナン
コラーゲン
エリソルビン酸
塩化マグネシウム
硫酸マグネシウム
リン酸
炭酸カリウム
アルギン酸ナトリウム
炭酸水素ナトリウム
炭酸ナトリウム
塩化ナトリウム（食塩）
エリソルビン酸ナトリウム
小麦粉

附属書三―A　品目別原産地規則の注釈

注釈一　一般原則

1　この附属書は、第三・二条1(c)に規定する附属書三―Bに定める関連する要件に関する通則を定める。

2　この附属書及び附属書三―Bの規定の適用上、産品を第三・二条1(c)の規定に基づく原産品とするための要件は、関税分類の変更、生産工程、非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）、最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）又はこの附属書及び附属書三―Bに定める他の要件とする。

3　品目別原産地規則における重量とは、材料又は産品の正味重量をいい、包装の重量を含まない。

4　この附属書、附属書三―B及び附属書三―Eにおける記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

注釈二　附属書三―Bの構成

1　部又は類の注は、適用される場合には、関連する部、類、項又は号の品目別原産地規則に照らして解釈される。

2　附属書三―B表二欄に定める各品目別原産地規則は、同表一欄に掲げる対応する産品について適用する。

3　一の産品は、二以上の選択的な品目別原産地規則の対象となる場合において、そのいずれかの品目別原産地規則を満たすときは、原産品とする。一の産品は、複数の要件を含む品目別原産地規則の対象となる場合には、当該複数の要件の全てを満たすときにのみ原産品とする。

4　この附属書及び附属書三―Bの規定の適用上、

(a)　「類」とは、統一システムの関税分類番号の最初の二桁をいう。

(b)　「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

(c)　「部」とは、統一システムの部をいう。

(d)　「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

5　品目別原産地規則の適用上、次の略号を適用する。（注）

注　関税分類の変更の要件が特定の複数の類、項又は号からの変更について除外を定める場合には、当該類、項又は号の非原産材料は、単独又は共同で使用することができない。

「CC」とは、いずれかの類の非原産材料からの生産（ただし、当該類には、当該非原産材料から生産された産品が該当する類を含まない。）又は当該産品が該当する類、項若しくは号への当該非原産材料が該当する他の類からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の二桁番号の水準における変更（すなわち、類の変更）が行われなければならないことを意味する。

「CTH」とは、いずれかの項の非原産材料からの生産（ただし、当該項には、当該非原産材料から生産された産品が該当する項を含まない。）又は当該産品が該当する類、項若しくは号への当該非原産材料が該当する他の項からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の四桁番号の水準における変更（すなわち、項の変更）が行われなければならないことを意味する。